

令和8年度 第1回

埼玉県地域保健医療計画推進協議会
在宅医療部会

令和8年9月10日（木）

第 8 次埼玉県地域保健医療計画の中間見直しについて

第8次埼玉県地域保健医療計画の中間見直しについて

計画期間

令和6～令和11年度（2024～2029年度）

中間見直しについて

医療法第30条の4の規定に基づき策定。令和6(2024)年度から令和11(2029)年度の6年間が計画期間。
令和8年度は**計画の3年目にあたり、中間見直しの検討を行う**時期となる。
医療法の規定や現行計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえて、以下の視点から計画の見直しを行う。

① 医療法に基づく見直し

在宅医療、医師確保、外来計画等の新たな指標設定やガイドラインを踏まえた見直し

② 2次医療圏に必要な病床を確保するための基準病床数の見直し

医療圏毎に必要な病床について、地域で議論を行う予定

③ 計画策定後の状況変化に伴う見直し

組み込まれている個別計画等を踏まえた見直し

④ 他計画との整合を図るための見直し

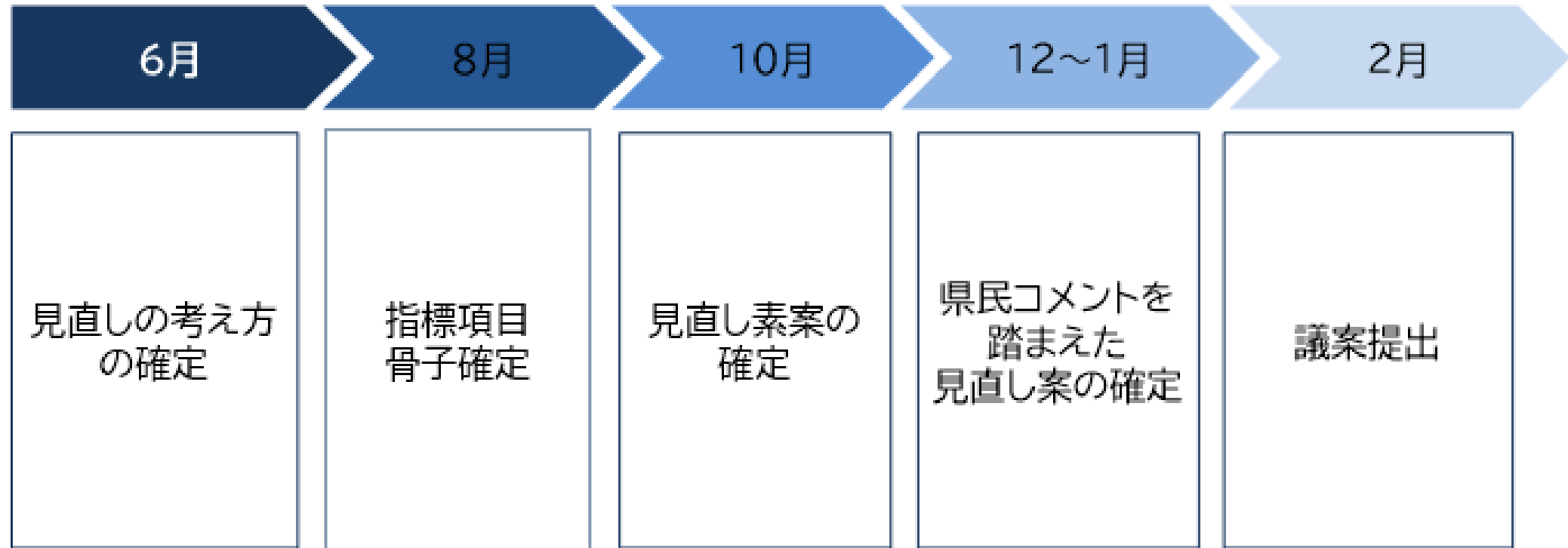
埼玉県5か年計画や埼玉県高齢者支援計画等との整合性を図るための見直し

⑤ 目標達成状況を踏まえた見直し

目標値を達成した指標や取組の方向性を見直し 等

中間見直しのスケジュール

スケジュール



令和8年8月27日(木)開催 令和8年度第2回埼玉県地域保健計画推進協議会資料より

中間見直しの内容について①

1 計画本文の修正

第3章 在宅医療の推進 第1節 在宅医療の推進

2 現状と課題

(2) 日常の療養生活の支援 に以下の文を追加

「災害時にも適切な在宅医療を提供するための業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定が求められます。」

3 課題解決に向けた主な取組 に以下の文を追加

（3）災害時にも適切な在宅医療を提供するための業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定の支援

理由：国から示された「在宅医療の体制構築に係る指針」の改正により、業務継続計画（BCP）の策定が在宅医療機関に求められる事項として追加された。

中間見直しの内容について②

第3章 在宅医療の推進 第1節 在宅医療の推進
に記載の下記文言を修正する。（5か所）

地域在宅歯科医療推進拠点 → 地域在宅歯科医療推進窓口

理由：地域における在宅歯科医療をより効率的に実施するため、地域在宅歯科医療推進拠点を令和9年度から地域在宅歯科医療推進窓口に集約化することとしているため。

中間見直しの内容について③

計画本文の修正後のイメージ①

(2) 日常の療養生活の支援

訪問診療を実施する医療機関は令和5年（2023年）3月末現在、894か所です。公益社団法人日本医師会の「かかりつけ医機能と在宅医療についての診療所調査結果」によると、在宅医療を実施する上で特に大変なこととして、診療所の約7割が24時間対応の困難さを挙げています。

在宅医療の多くが診療所を中心とした小規模な組織体制で提供されており、24時間対応、急変時の対応及び看取りを行うための連携体制の構築が求められるとともに、これまで訪問診療を担っていない医療機関や新規に開業する医療機関の訪問診療への参入促進が求められます。

災害時にも適切な在宅医療を提供するための業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定が求められます。

在宅医療ニーズが高まる中、訪問看護利用者数、訪問看護ステーション数は増加傾向にあります。このため、医療依存度の高い患者やターミナルケア、24時間対応など様々なニーズに対応できるよう、訪問看護を担う人材の確保や育成、事業者規模の拡大等の機能強化などによる安定的かつ質の高い訪問看護サービスの提供体制の整備を強化することが必要です。

療養生活の質の向上に向け、歯・口腔の健康状態の悪化や機能低下、これらによる栄養不足や運動機能低下、誤嚥性肺炎の予防などのため、在宅療養患者への歯科医療の提供の促進が必要です。そのため、地域在宅歯科医療推進窓口において、訪問歯科診療等の相談や受診調整、入院患者の歯と口腔内の状況把握などを行うとともに、医療・介護の多職種と連携しながら、口腔内と全身の健康状態の改善を通して在宅療養患者の生活の質（QOL）の向上を図ることが求められます。

中間見直しの内容について④

計画本文の修正後のイメージ②

3 課題解決に向けた主な取組

- (1) 地域において在宅療養を支援する連携体制と後方支援体制の構築
- (2) 在宅医療に必要な連携を担う拠点に対する広域的な継続支援と在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村への支援
- (3) 災害時にも適切な在宅医療を提供するための業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定の支援
- (4) 訪問診療を担う医師の育成
- (5) 在宅医療を担う訪問看護師の確保・育成
- (6) 在宅歯科医療の推進を担う地域在宅歯科医療推進窓口の充実
- (7) 地域の医療機関や介護療養施設などと連携して一元的・継続的な薬物療法（薬剤管理）を行える薬局の整備と緩和ケアや残薬管理等に対応できる薬剤師の育成
- (8) 地域リハビリテーションの推進（再掲）
- (9) 管理栄養士が在籍する拠点の周知と管理栄養士の資質向上や栄養ケア・ステーション等の機能強化
- (10) 小児在宅医療の推進（再掲）
- (11) 患者を支える多職種連携システムの普及・拡大
- (12) 訪問看護師等のサポートを得るなど効果的なオンライン診療の普及
- (13) 在宅医療に関わる医療・介護人材の育成
- (14) 患者本人の意思決定を支援するための情報提供や普及・啓発（再掲）
- (15) 人生の最終段階における医療提供体制の整備（再掲）

中間見直しの内容について⑤

2 指標の修正・見直し

1 【修正】訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数

⇒ 最新値（R 6：4, 992人）が目標値を上回っていることから、目標値を上方修正

現状値：3, 280人（令和4年度） → 目標値：~~4, 005人~~
5, 172人（令和8年度） → 目標値：~~4, 300人~~
5, 352人（令和10年度）

2 【見直し】在宅患者に対応する かかりつけ薬局の割合

⇒次期埼玉県5か年計画（案）と整合を図るため、県内保険薬局の半数以上が在宅患者に対応する
かかりつけ薬局として地域での役割・機能を果たすことを目指し新たな指標を設定。

現状値：46.2%（令和7年度） → 目標値：49.0%
（令和11年度）

中間見直しの内容について⑥

3 指標の新設

1 【新規】人生の最終段階において望む医療やケアについて話し合ったことがある割合

⇒ 人生の最終段階において望む医療やケアについて家族等や医療・介護関係者と話し合っていただく必要があることから、新たな指標を設定する。

第1章 ライフステージに応じた健康づくりとQOLの向上 第6節 人生の最終段階における医療 に設定
第3章 在宅医療の推進 第1節 在宅医療の推進 に再掲

現状値：33.1%
(令和7年度) → 目標値：43.0%
(令和11年度)